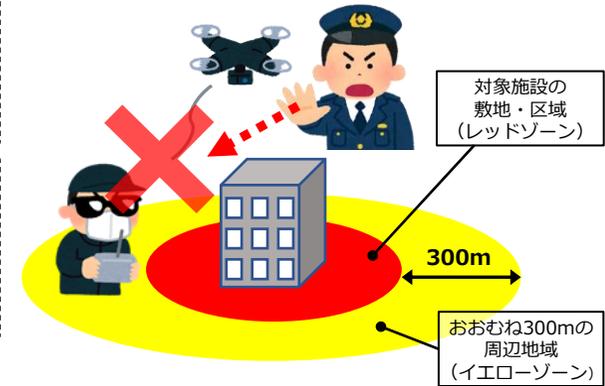


# 現行の小型無人機等飛行禁止法（平成28年法律第9号）

重要施設及びその周囲おおむね300mの周辺地域の上空における小型無人機等の飛行※1を原則禁止※2

- ※1 ① **小型無人機**を飛行させること  
〔 無人飛行機（ラジコン飛行機等）、無人回転翼航空機（ドローン等）等 〕
- ② **特定航空用機器**を用いて人が飛行すること  
〔 気球、ハンググライダー、パラグライダー 等 〕

- ※2 ① 対象施設の管理者又はその同意を得た者による周辺地域上空の飛行  
② 土地所有者等又はその同意を得た者による当該土地上空の飛行  
③ 国又は地方公共団体の業務実施のために行う周辺地域上空の飛行  
（対象防衛関係施設及び対象空港の敷地又は区域の上空における飛行については、①のみ適用除外）  
→ 飛行の前に都道府県公安委員会（警察）等への**通報**が必要
- 適用除外



## 対象施設

### ① 国の重要な施設等

国政の中枢機能等の維持

- ・ 国会議事堂等 [衆議院議長・参議院議長指定]
- ・ 内閣総理大臣官邸等 [内閣総理大臣指定]
- ・ 危機管理行政機関 [対象危機管理行政機関の長指定]
- ・ 最高裁判所庁舎 [最高裁判所長官指定]
- ・ 皇居・東宮御所 [内閣総理大臣指定]
- ・ 政党事務所 [総務大臣指定]

### ② 外国公館等

良好な国際関係の維持

- ・ 大使館等 [外務大臣指定]
- ・ 外国要人の所在する場所 [外務大臣指定]

### ③ 防衛関係施設

我が国を防衛するための基盤の維持

- ・ 自衛隊施設 [防衛大臣指定]
- ・ 在日米軍施設 [防衛大臣指定]

令和元年改正で追加

### ④ 空港

国民生活及び経済活動の基盤の維持

[国土交通大臣指定]

令和2年改正で追加

### ⑤ 原子力事業所

公共の安全の確保

[国家公安委員会指定]

## 違反に対する警察官等※3による命令・措置及び罰則

※3 海上保安官（海域）、皇宮護衛官（皇居・御所）、施設警護自衛官（防衛関係施設）及び空港管理者等（空港）も対処可能

- 違反者に対して、機器の退去その他の必要な措置をとることを命ずること（**措置命令**）が可能
- やむを得ない限度において、小型無人機等の**飛行の妨害**、**機器の破損**その他の**必要な措置**をとることが可能
- レッドゾーン上空の飛行禁止又は措置命令に違反した場合は**1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**